豊橋市立谷川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

- •いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、 どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なもの、短期間なものであっても「いじめがあった」という認識をもち、常に被害者の立場になって、いじめの把握に努める。

(2)安全・安小に生活できる学校づくり

・学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任(生徒指導主任、生活サポート主任)、養護教諭、 道徳教育推進教師、該当学年担任、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策 を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約,分析,対策の検討を行い,実効あるい じめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者, 地域に対する情報発信と意識啓発

• 随時、学年だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合,あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は,正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・ 支援を行う。

オ 災害等で心的に多大なストレスを受けた児童が身近に来た場合

その背景を十分に理解し、児童に上手に伝え、いじめを未然に防ぐことができるようにする。

カ 自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする 教育的配慮が必要な児童についての配慮

• 周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがあるため、背景 を理解して指導にあたる。

キ 性的マイノリティである児童生徒や、見かけや憶測から「LGBT」とされる児童に 対しての配慮

• 表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権 感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別にかかわる冗談やからかいを慎むよう指 導する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童どうしの関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を 推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケート(生活アンケート)や教育相談を毎月実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー 等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 年間計画

	未然防止への取り組み	早期発見の取り組み	「生活サポート委員会」	保護者・地域との連携
4月	O相談室やSCの児童	○いじめ相談窓□の	「学校いじめ基本方	OPTA総会,学級懇談
	生徒への周知	児童生徒への周知	針」の内容の確認	で「心の教育」説明
	○学級,学年開き	〇身体測定		〇「学校いじめ基本方
	O1 年生を迎える会	O生活アンケート		針」のHPへの公開
	〇保健指導	(いじめを含む)		〇授業参観
				○住所確認
5月	O運動フェスティバル	O生活アンケート		○運動フェスティバル
		(いじめを含む)		
6月	○豊橋・学校いのちの日	O生活アンケート		Oフリー参観日
	(講話)	(いじめを含む)		学校保健委員会
	○情報ネットモラル指導			〇学校評議員会
				○読み聞かせの会(いの
				ちについて)
7月	〇夏休み前集会	O生活アンケート		○個人懇談会
		(いじめを含む)		
8月			○夏休み前の取り組み	
			検証・中間評価・見	
			直し	
9月		〇身体測定		〇授業参観
		O生活アンケート		〇校区合同防災訓練
		(いじめを含む)		○学校評議員会
10月		O生活アンケート		〇授業参観
		(いじめを含む)		○学校保健委員会
11月	O学芸会	O生活アンケート		〇二川本陣まつり
		(いじめを含む)		
12月	〇人権週間(講話)	O生活アンケート	○学校評価アンケート	○個人懇談会
	○冬休み前集会	(いじめを含む)	の実施	○冬休み前集会
1 🗆		○仕注ついた !		
1月		○生活アンケート	0自己評価 	○新入学児童保護者説明会
		(いじめを含む)		
2月		〇身体測定 〇生活アンケート		○授業参観・学級懇談会
Z月		(いじめを含む)		○授業参観・学級恋談云 ○民芸教室(昔遊びの
		(VIUW)であど)		会)
3月	06年生を送る会	〇生活アンケート	 ○学校関係者評価の結	
		(いじめを含む)	果を検証し「基本方	
		(v 104) C=0/	針」の見直し	
	○集会における校長等		○校内のいじめ情報へ	Oあいさつ運動
T ====	の講話	OSCによる相談		
	○道徳教育,体験活動	〇児童理解の会での	O対応策の検討(児童	
	の充実	情報交換	理解の会)	
	Oわかる授業の充実			
		1	l .	

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の 児童や保護者の心のケアに努める。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを 12 月に実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

その他

- (1)いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】



学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「谷川小学校いじめ調査委員会」を設置する。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

ポイント参照

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※当該加害・被害児童・保護者へのケア・見守りの継続
- ※再発防止に向けた取り組みを行う。